

○ 美幌・津別広域事務組合消防団員服制規則

〔昭和 59 年 7 月 1 日
規則第 6 号〕

改正 平成 3 年 3 月 7 日規則第 14 号 平成 10 年 2 月 17 日規則第 3 号
平成 13 年 5 月 10 日規則第 3 号 平成 18 年 12 月 28 日規則第 6 号
平成 26 年 10 月 17 日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 23 条第 2 項の規定に基づく美幌・津別広域事務組合消防団員の服制に関しては、この規則の定めるところによる。

(服制)

第 2 条 消防団員の服制は、消防団員服制基準(平成 26 年消防庁告示第 1 号)を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 59 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 3 年規則第 14 号)

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年規則第 3 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年規則第 3 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行に際し、当分の間は改正前の規則を適用することができるものとする。

附 則 (平成 18 年規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 18 年 6 月 14 日から適用する。

附 則 (平成 26 年規則第 3 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行に際し、当分の間は改正前の規則を適用することができるものとする。